相模原市議会基本条例(案)に関する市民意見(要旨)と 議会基本条例に関する特別委員会の考え方

*本資料は、平成26年5月16日から6月16日までの期間に 皆様からお寄せいただいた条例(案)に対するご意見の要旨と、 それに対する特別委員会の考え方をお示しするものです。

平成26年6月30日開催の本会議での提案に先立ち、 平成26年6月27日開催の特別委員会において作成いたしました。

			,
項目 No.	条項等	市民意見の要旨	議会基本条例に関する 特別委員会の考え方
1	全体	この条例の施行に当たり、各議員の 責務を具体的に例示したり、各事業 の責任体制などもはっきり示すこと が必要ではないか。(1件)	この条例は、第1条の目的に規定したとおり、議会の基本的事項について定めたものです。その中で議員の責務については第4条から第6条までに規定しております。
2	全体	第3条、第4条、第8条にあるように、 情報公開を基本としてもらいたい。 (1件)	市民に対して開かれた市議会を目指し、個人情報の保護に抵触するものを除き、積極的に情報を公開するよう定めました。
3	全体	この条例のほかに、倫理条例も作ってもらいたい。(1件)	議員の政治倫理については、特別委員会における議論の中で、この議会基本条例に定めることといたしました。
4	全体	議会基本条例の中に規定する「市民」については、日本国民のみと定義してほしい。在日外国人の政治参加は憲法違反である。(1件)	この条例では「市民」という単語を多く用いています。この「市民」については、定義をしていません。 相模原市にかかわる人達を広く市民と捉え、外国籍 の方を排斥するものではありません。外国籍の方に は参政権はありませんが、日本国憲法第16条に規 定する請願権は、日本国民に限定して認められて
5	全体	議会基本条例の中に規定する「市民」については、相模原市在住の日本国民のみと定義してほしい。国民以外を「市民」に含めるのは憲法違反である。(1件)	いるものではなく、外国籍の方もその主体となることができると解されています。よって、市議会とかかわることは可能ですから、「市民」に外国籍の方を含めることが日本国憲法に違反するとは考えておりません。
6	全体	議会基本条例の中に規定する「市民」については、日本国民のみと定義してほしい。この条例によって利益を享受しようとする外国人が、多数相模原市に流入してくると治安が悪くなる心配がある。(1件)	この条例では「市民」という単語を多く用いています。この「市民」については、定義をしていません。相模原市にかかわる人達を広く市民と捉え、外国籍の方を排斥するものではありません。外国籍の方には参政権はありませんが、日本国憲法第16条に規定する請願権は、日本国民に限定して認められているものではなく、外国籍の方もその主体となることができると解されており、市議会とかかわることが可能です。また、この条例が、外国籍の方の流入増加や治安の悪化につながるものではないと考えております。

項目 No.	条項等	市民意見の要旨	議会基本条例に関する 特別委員会の考え方
7	前文	前文にあるとおり、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要になる。議会基本条例を制定することで、議会改革が進むことを期待する。(1件)	「一層市民に信頼される開かれた議会」を実現できるよう条例化いたしました。
8	前文	「二元代表制の一翼を担う議会の役割」という表現は、一般市民に理解できるだろうか。(1件)	二元代表制については、前文を簡潔な文章とし、 第9条において「市長等との独立対等の立場で常に 緊張ある関係を保ち」と定めました。
9	前文	「市民の負託に全力で応えること」 の「全力」は削除したほうがいいので はないか。(1件)	本条例の制定に際し、特別委員会委員の思いを込めて表現いたしました。
10	第1条	条例の主旨を「議会はもっと政策論議、提案をすること」としてほしい。 (1件)	第1条「目的」での規定ではありませんが、第4条に「自治立法権を最大限に発揮し、政策立案及び提言を行うこと」「市長等との活発な議論を尽くすこと」等と定めております。
11	第4条 (第3号)	「自治立法権を最大限に発揮し、政策立案及び政策提言を行う」とあるが、議員提案条例がほとんどない。 議員側に努力してほしい。(1件)	議員による条例の提案について、本市議会では、以前から行ってまいりました。本会議において否決となったため、成立には至りませんでしたが、平成13年に「介護保険条例の一部改正条例」、平成16年に「住民投票条例」、平成19年に「政令指定都市移行に向けた神奈川県から相模原市への事務移譲に関する県市基本協定等の締結について議会の議決事件と定める条例」を、それぞれ本会議において議員提出議案として提案してまいりました。また、本会議において、平成12年には「情報公開条例」に対して、平成14年には「医療費助成条例の一部改正条例」に対して、それぞれ修正案を提案いたしました。そのほか、常任委員会で否決となったため、本会議では審議されなかったものとして、平成10年の「医療費助成条例の一部改正条例の修正案」、があります。また、本会議において修正動議の発議がなされたこともありました。これらの経過を経て、平成25年に、本市議会において初めてとなる、議会からの提案による政策条例である「自殺対策基本条例」が制定されました。また、その後、同年に「がんばる中小企業を応援する条例」が、平成26年に「いじめ防止等に関する条例」が制定されました。この条文は、今後、政策立案・政策提言を行う機運が高まるよう、定めたものです。

項目 No.	条項等	市民意見の要旨	議会基本条例に関する 特別委員会の考え方
12	第4条 (第2項 第1号)	「市長等との活発な議論を尽くす」と あるが、副市長にも職責範囲の意 見を答弁する機会を作ってほしい。 (1件)	市議会本会議及び常任委員会での審議・審査に おいて、必要なときは副市長を指名して質問し、答 弁を求めており、副市長も適宜答弁しております。
13	第4条 (第2項 第4号)	「大規模災害等不測の事態が発生 したときは、迅速かつ適切に対応す ること」という条文は、「迅速かつ」 の前に「市議会として」を挿入しては どうか。(1件)	第4条では、まず「市議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる事項を活動原則とします。」として、市議会が活動原則とする内容を第1号から第4号まで例示する形式になっております。
14	第5条 (第1項 第1号)	議員には、市民の代表であることを 自覚した発言をしてもらいたい。(1 件)	本条例の第5条に「議員の責務」として「市民の代表であり、かつ、公職であることを自覚し、議員としての品位を保ち、市民全体の利益を念頭に置くこと。」と規定いたしました。
15	第5条 (第1項 第3号)	「政策立案及び政策提言に係る能力の向上に資するため」とある。議員側からも条例化に向けた提案をしてほしい。(1件)	(No.11に同じ)
16	第5条 (第2項 第1号)	「日々の調査研究の成果を議会活動に反映させるよう努めること」という条文の「反映させるよう努めること」という言葉は必要か。(1件)	議員が日々調査研究をした成果は、何らかの形で 議会活動に反映させてこそ、真に市民の役に立つと 考えております。常に議会活動への反映を心掛ける ことを活動原則としたものです。
17	第5条 (第2項 第1号)	「市長等の事務の執行について監視及び評価をし、的確な政策提言を行う」とある。議会・議員がオール与党化では困る。条例等の内容変更や廃案などはあるのか。(1件)	市長等が提案する議案については、各議員がその内容を吟味し、所管の委員会において活発に議論し、審査いたします。市政運営に不利益であると判断される案件について、反対又は修正案を提出するということは、当然想定されております。
18	第7条 (第1項)	「市議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるものとします」という条文は、「議会活動に」の前に「その意見を」を挿入してはどうか。(1件)	この条文において、「議会活動に反映させる」ものは、把握した「多様な市民意見」を指しております。
19	第8条 (第2項)	市議会の会議録は、公開までに時間がかかり過ぎる。(1件)	会議録は、将来にわたって閲覧される、会議の記録として、正確に記載する必要があることから、入念な校正作業を行っております。市民の皆様に公開するまでにはお時間をいただいておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、市議会ホームページでは、会議開催の翌日から録画した動画をご覧いただくことができます。

項目 No.	条項等	市民意見の要旨	議会基本条例に関する 特別委員会の考え方
20	第10条 (第1項)	「市長等は、市政に関する重要案件について、市議会に対し説明するものとします。」とある。副市長にも答弁の機会を作ってほしい。(1件)	(No.12に同じ)
21	第12条 (第1項)	「会議の充実に努めます。」とあるが、各種委員会での発言が全般的に少ない。時間も短く採決を急ぎすぎている。個人・会派の意見を出席した議員全員に表明してほしい。(1件)	各委員会において、各委員は自分が必要とする発言を行っていると考えております。趣旨・要点を整理して発言することにより、市民に分かりやすく伝えることができるものと考えております。
22	第12条 (第1項)	委員会には、市長側(理事者側)の 職員が30~40名出席しているが、 日常業務もあり、出席を制限すべき である。(1件)	出席する職員については理事者側が選定している ものですが、円滑な議事運営のため、委員の細部に わたる質問に対し、より正確な答弁を行うために最 低限必要となる職員が出席しているものと考えてお ります。
23	第14条 (第2項)	「市議会は、陳情の審査に当たり、 当該陳情をした者の意見を聴く機 会を設けることができるものとしま す。」と規定しているが、「設けるも のとする」として、希望する全ての市 民が意見を述べる機会を得られるよ うにしてほしい。(ほか同様の意見2 件)	陳情については、「意見を聴く機会を設けることができるものとする」と定めておりますが、これは、その案件が違法なもの、公序良俗に反する行為を求めるもの、個人情報を暴露するようなもの等に該当する恐れがある場合は、その取り扱いを議会運営委員会で協議するため、提出された陳情が必ずしも全て常任委員会等で審査されるわけではないこと、また、常任委員会等での審査に当たっては、陳情者の意見を聴くことについて、運営上の課題を整理しながら委員会で判断することから、このような表現になったものです。しかしながら、本条例では、第4条第1項第4号に「請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見として位置付け、適切に生かしていくこと」と規定し、また、第7条第1項には「市議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させること」と規定しており、陳情者の意見を聴くことは重要なことであると考えており、今後は、実際の運用に向け、議会運営委員会等の場において協議していくことになります。
24	第14条	「請願」「陳情」という名前自体が、市民にとっては馴染みにくい。例えば「市民提案」「市民意見」等の名称にすることを検討してほしい。(1件)	「請願」は憲法や地方自治法に規定されている名称であり、「陳情」も衆議院規則等複数の省令に規定されている名称です。法律等に規定された法定行為の内容を正確に伝える必要があることから、語句を変更することはできないため、本条例においてもその名称を用いております。

項目 No.	条項等	市民意見の要旨	議会基本条例に関する 特別委員会の考え方
25	第20条 (第2項)	本会議において、議員の3問目は要望だが、後日対処しているのか疑問である。議事録にも記載されていないのではないか。聞き流さないようにしてもらいたい。(1件)	本会議での発言については、一般質問の3問目の要望も含め、すべて会議録に記載されております。また、各議員は、市長等への要望について、その後の検討状況・取組状況等を尋ねるなど、追求しております。
26	第21条 (第1項)	この特別委員会において、第1項に規定している「理念を共有する議員の集団」ではない会派があるかのような発言があった。そのような態度では、第3項にある「運営を円滑に進めるために、必要に応じて会派間の調整に努めるものとします。」という条文を遵守できないのではないか。(1件)	議会の運営を円滑に進めるため、会派の規定を盛り込んだ条例といたしました。
27	第22条	「議会の改革に不断に取り組むよう 努めるものとします。」とあるが、過去 に具体的にどのような例があるの か。どの組織が推進するのか。(1 件)	議会改革には市議会全体で取り組んでおります。これまでの取り組みとしては、総括質疑の制度を代表質問の制度に変更したこと、年4回に分かれていた会期を毎年1月から12月までの1回にすることにより、いつでも会議を開くことができるようにしたこと、一問一答制による質問方式を選択できるようにしたことなどが挙げられます。また、議会からの情報発信をより効果的にするため、市議会ホームページのリニューアルや、議会局フェイスブックの開設なども行いました。今後とも、議会の改革に不断に取り組むことを定めました。